

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月12日
【会社名】	株式会社アイ・アール ジャパン
【英訳名】	IR Japan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03-3796-1120（代表）
【事務連絡者氏名】	経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03-3796-1120（代表）
【事務連絡者氏名】	経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,012,212,000円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年4月12日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	1,687,029個（注）6 .
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年4月24日
払込取扱場所	該当事項なし

##### (注)

1. 取締役会決議日  
平成25年4月12日開催の当社取締役会決議による。
2. 募集の方法  
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、下記（注）3. に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、当社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 株主確定日  
平成25年4月23日
4. 割当比率  
各株主の所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てる。
5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）  
平成25年4月24日
6. 発行数（本新株予約権の総数）について  
発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年4月12日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数である。
7. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について  
本新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により発行されるため、上記（注）5. に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。
9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について  
本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国の居住者については、それぞれ適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国に居住する株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

本新株予約権無償割当ては非米国会社の有価証券に関して行われるものであり、米国の開示規制とは異なる日本の開示規制が適用される。本有価証券届出書に含まれる財務情報は日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従って作成されており、米国企業の財務情報との比較が困難な場合がある。

当社は日本に所在しており、かつ、当社の役員及び取締役の一部又は全部が日本の居住者となる可能性があるため、米国人株主がその権利又は米国の連邦証券規制上生じた請求権を執行することが困難な場合がある。米国人株主は、米国証券規制の違反について米国外の裁判所において非米国会社又はその役員若しくは取締役を提訴することができない可能性がある。また、非米国会社及びその関連会社を米国の裁判所の管轄に服させることが困難な場合がある。

本新株予約権の行使は、米国の1933年証券法(その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。)に係るルール801(以下「ルール801」という。)による登録義務の免除規定に依拠して行われることが想定されており、ルール801を適用するための要件として、米国の居住者が米国証券法に係るレギュレーションS(以下「レギュレーションS」という。)に従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されている。米国人株主は所定の手続に従って割当てを受けた本新株予約権を行使することができるが、本新株予約権無償割当てに関して米国証券取引委員会に対する届出書の提出は行われず、本新株予約権は、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」という。)に上場され、株式会社証券保管振替機構の振替制度を通じて取引される。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 168,702株 上記の本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年4月12日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込みの数である(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、0.1株とする。)。なお、本欄第2項に記載のとおり、本新株予約権については、その行使毎に1株に満たない端数の切り捨てが行われるため、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される株式の総数が、上記本新株予約権の目的となる株式の総数よりも少なくなる場合がある。 2. 本新株予約権を行使した本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり600円とする。 2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額は、6,000円とする。(注)3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,012,212,000円 上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成25年4月12日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準とし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の価額により全ての本新株予約権が行使され、「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に記載の数の株式が発行されたと仮定して算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、6,000円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使期間	平成25年5月17日から平成25年5月30日まで及び平成25年6月5日から平成25年6月6日までとする。(注)4.
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部</li> <li>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</li> <li>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿支店</li> <li>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li> <li>2. ルール801に従い、本新株予約権の行使につき米国における登録が免除されており、ルール801を適用するための要件として、米国の居住者がレギュレーションSに従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されていることから、外国に居住又は所在する者により保有され又は実質的に保有されている本新株予約権(以下「表明対象本新株予約権」という。)が行使される場合には、以下の表明がなされた行使請求取次依頼書が直近上位機関に提出されることを条件とする。  表明対象本新株予約権が、本新株予約権無償割当て又はレギュレーションSに従って行われた取引によって取得されたことを表明する。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、平成25年6月4日に、交付財産(以下に定義する。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得するものとする。</p> <p>「交付財産」とは、本新株予約権1個当たり、平成25年6月3日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「大証VWA P価格」という。)(同日に大証VWA P価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証VWA P価格)から6,000円を差し引いた金額を10で除して得られる金額(負の数値である場合は0とする。)の70%に相当する額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)をいう。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

## (注)

## 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

## 2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所(以下「払込取扱場所」という。)の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

### 3. 本新株予約権の行使に際して出資される、当社普通株式1株当たりの財産の価額

上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に記載の通り、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.1株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権10個を行使し、合計の行使代金として6,000円を払い込む必要がある。

### 4. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の権利行使に係る期間は、

(イ) 後記「(3) 新株予約権証券の引受け」に記載の引受人以外の本新株予約権者（以下「一般投資家」という。）が権利行使することができる期間（以下「一般投資家権利行使期間」という。）

平成25年5月17日（金）から平成25年5月30日（木）まで

(ロ) 会社法に基づいて新株予約権の内容として定める、本新株予約権の行使期間

平成25年5月17日（金）から平成25年5月30日（木）まで及び平成25年6月5日（水）から平成25年6月6日（木）まで

であり、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の期間は上記(ロ)の期間である。上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、当社は、平成25年6月4日（火）に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する。従って、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、平成25年5月17日（金）から平成25年5月30日（木）までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要がある。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使代金の払込みが確認されていることが必要となる。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者とその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の当社（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されている（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されている。）。当該処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が当社（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年5月29日（水）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要になる。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる可能性があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性がある。）、必ず各一般投資家自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

なお、一般投資家が本新株予約権の一部又は全部につき平成25年5月30日（木）までに上記の行使請求手続を行わない場合においては、当社は、平成25年6月4日（火）に、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する。

### 5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

### 6. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、大阪証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年4月24日（水））となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において本新株予約権を売買することを妨げない。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われる。

## 7. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要がある。

## 8. 外国法令の遵守

外国法令の遵守のため、本新株予約権の行使請求取次依頼書に、本新株予約権を行使しようとする各本新株予約権者から以下の表明を受けたものとみなす旨を記載するものとする。

本新株予約権を行使しようとする日本国内に居住又は所在する本新株予約権者は、当該行使により、ルール801（ルール801を適用するための要件として、米国の居住者がレギュレーションSに従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されている。）に従い、本新株予約権の行使につき米国における登録が免除されていることを理解している旨を表明したものとみなされる。また、本新株予約権を行使しようとする日本国内に居住又は所在する本新株予約権者は、当該行使により、本新株予約権無償割当て又はレギュレーションSに従って行われた取引のいずれかを通じて当該行使に係る本新株予約権を取得した旨を表明し合意したものとみなされる。

本新株予約権を行使しようとし又は本新株予約権若しくはその行使により発行される当社普通株式に関してその他の取引を行う本新株予約権者は、本新株予約権の行使により、( )当該本新株予約権者又は当該本新株予約権の実質的保有者が居住し又は現在所在している法域において適法に本新株予約権の募集を受け、これを取得及び行使し、本新株予約権の目的となる当社普通株式の募集を受けこれを引受けたこと、並びに( )当該本新株予約権者は、直接的又は間接的に、登録が必要となる又は法令に違反することとなる法域において募集、売却、譲渡、交付又は配分をする目的で、本新株予約権の目的となる当社普通株式を取得するものではないことを、当社、直近上位機関及び当社の代理人に対して表明及び保証したものとみなされる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数 (個)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数は、平成25年6月5日において当社が保有する全ての本新株予約権の数とする。引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することとなったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数である。	(注) 1 .、 2 .、 3 .
計	-	-	-

（注）

1. 当社と引受人との間で本有価証券届出書提出日と同日付で締結される第1回新株予約権行使のコミットメント契約（以下「コミットメント契約」という。）に基づき、当社が前記「（2）新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の取得条項に従い本新株予約権者から取得した未行使の本新株予約権の全部を引受人に譲渡し、引受人が本新株予約権の行使期間内に自ら当該本新株予約権を行使する方法（以下「本件コミットメント」という。）により、引受人が当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使することが合意されている。但し、コミットメント契約等に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の業績に悪影響を及ぼす重大な事態が発生した場合等においては、引受人による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される可能性がある。
2. 当社から引受人への譲渡の本新株予約権1個当たりの対価は、平成25年6月3日の大証VWA P価格（同日に大証VWA P価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証VWA P価格）から6,000円を差し引いた金額を10で除して得られる金額（負の数値である場合は0とする。）の90%に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）である。但し、計算の結果が0となる場合は、引受人は、当社が取得した本新株予約権の全てを合計1円で譲り受ける。
3. 本件コミットメントに係る手数料の総額は5,000万円である。
4. 上記引受人が引受けの対象となる本新株予約権の全てを取得することになったと仮定した場合、当社が発行者である株券等に係る当該引受人の株券等保有割合は5%を超えることとなる。なお、当該引受人の平成25年4月5日における当社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合は0.41%である。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,012,212,000	70,000,000	942,212,000

（注）

1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。また、平成25年4月12日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
2. 発行諸費用の内訳
  - ・コミットメント会社へ支払う手数料5,000万円
  - ・その他諸費用（弁護士報酬及び各口座管理機関への事務手数料等）2,000万円
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

### （2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額942,212,000円については、平成27年3月末までに全額を証券代行業務における、総合株主データベースシステムの拡張開発資金に充当する予定である。当該拡張開発は、平成26年3月までに第1段階、平成27年3月までに第2段階の拡張開発（サーバー及び通信機器の購入並びにソフトウェア開発等）を行い、最終的には、取扱いが可能となる株主数を4,000万名まで増加させる予定である。

なお、総合株主データベースに係る設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 3. 設備計画の変更」に記載のとおりである。

当社は平成24年4月に証券代行業務への約40年ぶりとなる新規参入を果たして以来、株券電子化のメリットを活用したサービスや価格設定等により、参入後1年間で上場企業7社から証券代行業務を受託した。今後更に証券代行業務を伸張させ、中長期的な受託シェアを拡大していくために、当社は、株主数4,000万名まで取扱可能なシステム整備が必要と考えている。このような状況に鑑み、当社は、今後の受託社数の増加に備えて取扱可能株主数の拡張のためのシステム開発を行うこととした。

当社は、上記のシステム開発の原資として手元資金及び銀行借入その他の資金調達手段を検討したものの、当社は第一種金融商品取引業者として金融商品取引法上の自己資本規制比率の規制を受けており、かかる観点から、設備投資に伴う総資産の増加に応じて自己資本を増強する必要があることから、自己資本の増強に向けてコミットメント型ライツ・オフERING（上場型新株予約権の無償割当て）による資金調達を実施することとした。

具体的には、当社は今回の資金調達に際して、既存株主の利益保護、資本調達の確実性、資本市場の発展への貢献を並立させるべく、公募増資や銀行借入等の様々な資金調達の手法を検討し、その結果、以下のような理由から、上記の3点を全て充足すると考えられる資金調達手法として、コミットメント型ライツ・オフリングの方法を選択したものである。

#### 既存株主の利益保護

当社は、上場企業のIR・SR(株主対応業務関連)を総合的に支援するコンサルティングファームとして、自社の資本調達に際しても、既存株主の理解が得られる調達手法を検討し、その結果、既存株主が当社の資本増強のプロセスに参加する機会を提供する手法として、ライツ・オフリングを選択した。

ライツ・オフリングにおいては、既存株主が保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられることから、増資後も持分割合を維持したい既存株主は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することができる。一方で、本新株予約権は大阪証券取引所において上場されるため、既存株主が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引により売却することも可能であり、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を補う機会を得ることができる。

#### 資本調達の確実性

コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、発行会社が証券会社との間で引受契約(コミットメント契約)を締結することにより、割当決議後の発行会社の普通株式の株価推移に関わらず、原則として、当該決議時に予定していた金額の資本調達を実現できることが特徴である。この点、本新株予約権無償割当てに関連して、上記「1 新規発行新株予約権証券(3)新株予約権証券の引受け」に記載のとおり、一般投資家によって行使されなかった本新株予約権を、当社が取得条項に基づき取得した上で、コミットメント契約に基づき、原則として引受人に全て譲渡し、引受人が当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを行使することが合意されている。

なお、ライツ・オフリングによる資本調達手法としては、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングも存在するが、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権(消滅)し、当初予定した金額の資本調達が実現できない可能性があることから、当社ではより確実に資本調達を実現できるコミットメント型ライツ・オフリングを選択している。

#### 資本市場の発展への貢献

当社は、「公正な資本市場の発展に貢献すること」を企業理念とし、日本の資本市場のグローバルな発展とともに成長していくことを目指している。当社は、昨年度の新たな業務展開として、株券電子化によるメリットを各上場企業がより享受することを目指し、証券代行業業に参入している。

コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、その普及を阻害する要因の一つとして、ファイナンス期間が長期にわたることが挙げられており、日程の短縮化等に向けて、金融庁・金融商品取引所・証券保管振替機構等の関係各所が、種々の諸制度の整備等に取り組んできた。当社は、今後のコミットメント型ライツ・オフリングの普及に貢献するため、本新株予約権無償割当てにおいて、当社の総合株主データベースシステムにより可及的速やかに証券代行機関の事務(新株予約権の割当ての対象となる株主の確定及び割当通知の送付)を行うことを目標としている。

## 第2【売出要項】

該当事項なし



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1．ロックアップについて

引受人による本新株予約権の引受けに関連して、当社株主である寺下史郎は引受人に対し、平成25年4月12日（当日を含む。）から平成25年10月8日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、引受人の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意している。

また、引受人による本新株予約権の引受けに関連して、当社は引受人に対し、ロックアップ期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意している。

### 2．当社の代表取締役社長による本新株予約権の行使及びこれに伴う当社普通株式の売却について

当社の代表取締役社長であり、かつその主要な株主である寺下史郎（平成25年4月12日現在において当社の発行済株式総数の62.47%を保有）は、一般投資家権利行使期間の期間内に、同人に対して割り当てられる本新株予約権の全部について行使を行う旨を、引受人との間で合意している。

当該行使に伴う払込みに関し、当社は同人から、本新株予約権の行使代金の調達を目的として、同人が金融機関から借入れ等を行う予定であると報告を受けている。

なお、同人は、一般投資家による本新株予約権の行使に大きな影響を与えることを避けるため、前記「1．ロックアップについて」に記載のとおり、原則としてロックアップ期間中においては当社株式の売却等を行わない旨を引受人と合意している。また、当社は同人から、上記行使代金に係る借入金の返済に伴って、その保有する当社普通株式を一部売却する可能性はあるが、年内（平成25年）においては売却する意向がない旨、平成26年1月以降の売却に際しては、市場環境を勘案しつつ、当社普通株式の市場株価への影響を抑えるべく立会外取引及び市場外取引等に対応する意向を本有価証券届出書提出日現在において有している旨、の表明を受けている。

### 3．新株予約権の行使請求の期限について

前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）4．（ロ）」に記載のとおり、会社法上の本新株予約権の行使期間は、平成25年5月17日（金）から平成25年5月30日（木）まで、及び平成25年6月5日（水）から平成25年6月6日（木）までであるが、当社は、平成25年6月4日（火）に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得する。従って、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、同（注）4．（イ）に記載のとおり、平成25年5月17日（金）から平成25年5月30日（木）までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要がある。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使代金の払込みが確認されていることが必要となるが、振替機関が公表している標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が当社（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年5月29日（水）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続きが完了していることが必要になる。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる可能性があるため、必ず各一般投資家自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

#### 4. 単元未満株式の交付について

本新株予約権無償割当てにおいては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が0.1株であり、当社の単元株式数は100株であることから、1,000個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなる。当社の定款上、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとされている。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第5期有価証券報告書の提出日(平成24年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年4月12日)までの間において、下記の臨時報告書を提出している。

(平成24年6月27日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成24年6月26日開催の当社第5期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき45円

総額75,916,305円

効力発生日

平成24年6月27日

###### 第2号議案 定款一部変更の件

変更前定款第10条(株主名簿管理人)を削除する定款変更をいたしました。

###### 第3号議案 取締役5名選任の件

寺下史郎、金本哲明、青山幸彦、稲葉 宏、山田太郎の5名が取締役に選任されました。

###### 第4号議案 監査役1名選任の件

家森信善が監査役に選任されました。

###### 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役は30百万円以内)に改定とすることに決定いたしました。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	13,810	12	0	(注) 1	可決 99.91
第2号議案 定款一部変更の件	13,810	12	0	(注) 2	可決 99.91
第3号議案 取締役5名選任の件					
寺下史郎	13,794	28	0	(注) 3	可決 99.80
金本哲明	13,795	27	0		可決 99.80
青山幸彦	13,795	27	0		可決 99.80
稲葉 宏	13,787	35	0		可決 99.75
山田太郎	13,781	41	0		可決 99.70
第4号議案 監査役1名選任の件	13,798	24	0	(注) 3	可決 99.83
家森信善					
第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件	13,669	153	0	(注) 1	可決 98.89

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。  
4. 上記の議決権の数には、出席株主の賛否の実態を反映するために、本定時株主総会の閉会後に出席株主から回収した『議決権行使結果確認用紙』の数を加算しております。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

(平成25年4月1日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社の代表取締役の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 代表取締役の辞任

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
金本 哲明 (昭和42年8月25日)	-	代表取締役副社長・COO	平成25年4月1日	50,000株

(注) 金本哲明は、平成25年4月1日付で取締役も辞任いたしました。

## 2. 事業等のリスクについて

組込情報である第5期有価証券報告書及び第6期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年4月12日）までの間に、以下のとおり追加があった。なお、追加箇所は\_\_\_\_罫で示している。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されているが、下記に記載の事項を除き本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もない。

[事業等のリスク]

<前略>

### (8) 新規事業への進出

当社は、IR・SRコンサルティング業との相乗効果が見込める証券代行業へ新規参入し、既に証券代行業務の受託先を獲得して証券代行業務を行っております。今後も受託件数の拡大や、株主数の多い企業からの証券代行業務の受託に向けた営業活動の強化や、システムの拡張投資を積極的に実施して行く予定ですが、減価償却負担の増加や、システム開発の遅延等に伴い想定どおり受託先の獲得が進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、証券代行業への進出により、金融商品取引業者として、金融商品取引法の定めにより必要な140%の自己資本規制比率を維持する必要があります。現時点では十分な自己資本を有しておりますが、万一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には、金融庁より業務停止等を命じられることがある等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 設備計画の変更

組込情報である第5期有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日（平成25年4月12日）現在以下のとおりとなっている。

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額（千円）		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
本社 (東京都港区)	サーバー及び通信機器の購入並びにソフトウェア開発等	942,212	-	増資資金	平成25年 6月	平成27年 3月	(注) 1

(注) 1 総合株主データベースシステムの処理能力が、現在の株主数400万名から株主数4,000万名まで拡張される予定です。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 なお、当社の事業は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」という単一セグメントに属するため、セグメントごとに係る記載はしておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいる。

有価証券報告書	第5期	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第6期 第3四半期	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

なお、平成25年5月15日頃を目処に当社の平成25年3月期決算短信を公表する予定である。また、平成25年6月26日頃を目処に以下の書類が関東財務局長に提出される。

有価証券報告書	第6期	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日頃 関東財務局長に提出
---------	-----	-----------------------------	--------------------------

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月26日

株式会社アイ・アール ジャパン  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 昭 夫 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・アール ジャパンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アール ジャパンの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイ・アール ジャパンの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アイ・アール ジャパンが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月14日

株式会社アイ・アール ジャパン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 小林 昭 夫 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 西川 浩 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・アール ジャパンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイ・アール ジャパンの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。